

# 平成22年度中小企業税制改正のポイント!!

## 1 中小企業投資促進税制の延長

中小企業者等が一定の設備投資や IT 投資等を行った場合に、税額控除(7%)又は特別償却(30%)の選択適用を認める措置が2年間延長されます。

|       |  |
|-------|--|
| 対象者   | <ul style="list-style-type: none"> <li>資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人の事業所得者</li> <li>中小企業等協同組合等</li> </ul>  |
| 対象事業  | <ul style="list-style-type: none"> <li>製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(一部事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業、サービス業(物品賃貸業及び娯楽業(映画業を除く)を除く)</li> </ul>                  |
| 対象設備等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>機械及び装置のすべて【1台・1式で160万円以上】※</li> <li>一定の器具及び備品(電子計算機、デジタル複合機)【年合計で120万円以上】※</li> <li>一定のソフトウェア【年合計で70万円以上】※</li> <li>普通貨物自動車(車両総重量3.5トンを以上)</li> <li>内航船舶(取得価格の75%が対象)※【 】内は最低取得価額の要件</li> </ul> |
| 措置内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>取得価額の30%特別償却又は7%税額控除の選択適用(税額控除については、当該事業年度の税額の20%を上限。特別償却不足額、超過税額控除額は、翌事業年度への繰越しが可能。)</li> </ul>  |

## 2 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長

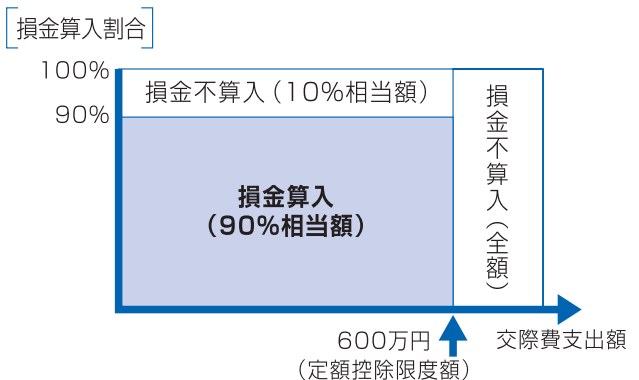
中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、減価償却資産の合計額の300万円を限度に、全額損金算入(即時償却)を認める制度が2年間延長されます。

|         | 取得価額   | 償却方法             |                    |
|---------|--------|------------------|--------------------|
| 中小企業者のみ | 30万円未満 | 全額損金算入(即時償却)     | 2年間延長<br>合計300万円まで |
| 全ての企業   | 20万円未満 | 3年間で均等償却(残存価額なし) |                    |
|         | 10万円未満 | 全額損金算入(即時償却)     | 本則                 |

## 3 交際費等の課税の特例(中小法人における損金算入の特例)の延長

法人が支出した交際費は原則として損金不算入とされていますが、中小企業については、特例として一定額の損金算入が認められています。この特例措置が2年間延長されます。

- 中小企業(資本金1億円以下の法人)においては、**定額控除限度額(600万円)まで、交際費支出の90%相当額について損金算入が可能。**



## 4 小規模企業共済制度の拡充

小規模企業共済制度について、個人事業主のみならず、その配偶者や後援者等の共同経営者まで加入対象者が拡大(掛金控除)されます。

## 5 中小企業倒産防止共済制度の拡充

中小企業倒産防止共済制度について、共済貸付金の制限額を引き上げ、これに伴い損金算入が認められる掛金の限度額が引き上げられます。

## 6 いわゆる「一人オーナー会社」(特殊支配同族会社)の役員給与に対する損金不算入措置の廃止

平成22年度から廃止されます。

## 7 火災共済組合の異常危険準備金の損金算入措置の縮減

異常危険準備の積立てに係る損金算入の限度額の上乗せ措置(積立率の特例)が5.0%から4.0%に縮減されて延長されます。